

○専門官の運用について（概要）

（平成22年福岡県警察本部内訓第17号）

この内訓は、福岡県警察の組織に関する訓令（昭和50年福岡県警察本部訓令第10号）に基づき、専門官に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

○ 専門官制度の目的

○ 専門官の運用

などの項目からなっている。

